

告示

埼玉県告示第六百六十八号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

日高市	調査を行った者の名称
令和二年度 令和三年度	調査を行った時期
地籍簿一冊	成果の名称
日高第四十五一地区（大字高萩の一部（元下高萩分を含む））	調査を行った地区
令和四年六月二十二日	認証年月日